

第 2 5 号議案

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

足立区立プチテラス条例（平成 2 8 年足立区条例第 2 3 号）の一部を
次のように改正する。

別表中

「

1 , 8 5 6 円
1 , 1 0 0 円
1 6 5 円
4 1 2 円
8 2 5 円
1 3 7 円
1 6 5 円
4 1 2 円
8 2 5 円
1 , 3 7 5 円
1 , 3 7 5 円
5 5 0 円
1 , 3 7 5 円
1 , 0 3 8 円
4 1 2 円
6 8 7 円

を

「

1 , 9 3 3 円
1 , 1 4 5 円
1 7 1 円
4 2 9 円
8 5 9 円
1 4 3 円
1 7 1 円
4 2 9 円
8 5 9 円
1 , 4 3 2 円
1 , 4 3 2 円
5 7 2 円
1 , 4 3 2 円
1 , 2 4 5 円
4 2 9 円
7 1 6 円

に

1 万 8 0 0 円
1 , 9 1 2 円
1 万 6 , 8 7 5 円
1 , 1 8 4 円
4 5 円
4 5 円

」

1 万 1 , 2 8 0 円
1 , 9 9 7 円
1 万 7 , 6 2 5 円
1 , 4 2 0 円
4 7 円
4 7 円

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

固定資産税評価額の評価替えに伴い、プチテラス占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。